

出資証券不発行（ペーパーレス化）についてのQ&A

Q 1. 出資証券の不発行（ペーパーレス化）とは、どのようなことですか。

A 1. 出資証券は、有価証券（手形、小切手、株券等）とは異なり、預金証書と同様に、単に一定の事実を証明する証拠証券に過ぎず、出資証券の保有の有無によって、組合員としての地位や権利が変動することはありません。
そのため、紙による出資証券の発行を行わず、組合員皆様の情報管理を電子的な記録（電子データ）で行うものです。

Q 2. なぜ、出資証券を不発行（ペーパーレス化）するのですか。

A 2. 出資証券は、預金通帳や証書と違って、常日頃、出し入れすることがないことから、保管している場所がわからないケースがあります。また、組合員になられて、長期間、保管しなければならないため、相続や譲渡、脱退、名義変更のお手続きの際に、出資証券紛失のお申し出が多々ございます。
このことから、組合員皆様の出資証券の保管の手間削減、さらには、当組合における業務の合理化・事務の効率化の一環として、令和6年8月より、出資証券をペーパーレス化し、組合員名簿により電子的に一元管理させていただくことといたしました。

Q 3. 手元にある出資証券は、どのようにすればよいのですか。
返却する必要はあるのでしょうか。

A 3. お手元の出資証券については、そのまま保管していただくか、裁断して廃棄していただいても結構です。
返却いただく必要はございません。

Q 4. 組合員に新規加入、或いは増口（既組合員の方が追加出資すること）する場合、何か発行していただけるのでしょうか。

A 4. 出資申込み時に、当組合にご提出いただく「組合員加入申込書兼組合員名簿」の写し（コピー）を「出資証券」の控えとしてお渡しさせていただきます。

Q 5. 今後、増口や相続、譲渡、脱退などの手続きを行う場合、手元にある出資証券はどうすればよいですか。

A 5. 出資証券は、ペーパーレス化にしているため、出資証券を当組合にお持ちこみいただかなくても問題はありません。

お手元があり、当組合の窓口にお持ちいただければ、当組合で責任をもって回収・処理させていただきます。

Q 6. 現在、出資証券が手元に見当たらないのですが、届け出る必要はありますか。

A 6. お届けいただく必要はありません。

出資証券のペーパーレス化により、出資証券を紛失されても、組合員としての権利・資格等に何ら影響はありません。

Q 7. 自分の出資残高を確認したい場合、どのようにすればよいですか。

A 7. 出資していただく際に、「組合員加入申込書兼組合員名簿」の写し（コピー）を「出資証券」の控えとしてお渡しさせていただきますので、これをご参考にしてください。

また、年1回、「出資配当金通知書」を送付させていただいておりますので、同通知書で当組合への出資額等をご確認ください。

なお、それ以外の不定期なタイミングで、出資残高の確認が必要な場合、当組合に残高証明書の発行をご依頼下さい。

Q 8. 氏名や住所が変わったときはどのようにすればよいですか。

A 8. ご本人を確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）と出資加入時に当組合に届けられている印鑑をお持ちの上、当組合の窓口にお越しください。

変更内容により、当組合の所定の手続きをとらせていただくとともに、出資金にかかる電子データについてもお届けされた内容で変更させていただきます。

なお、出資証券をご持参いただいた場合は、当組合で責任をもって回収・処分させていただきます。また、万一、出資証券を紛失されていまして、お届けいただく必要はありません。